

教育委員会会議録

平成27年7月8日(水) 午前 9時30分 開会
午前10時05分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

岩月慎自委員長、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員、則竹伸也委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

岡田信教育次長、溝口正己管理部長、竹下裕隆学習教育部長
後藤由紀夫生涯学習監、磯谷和明総合教育センター所長、八木亨総務課長
森繁雄財務施設課長、與語勝廣教職員課長、山崎眞澄福利課長
山本雅夫生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長
吉田伸一特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長
橋本礼子教育企画室長、富田正美文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹
安藤昌弘教職員課主幹、鈴木俊二教職員課主幹、北島淳特別支援教育課主幹
坂川智総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

岩月委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項2 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成27年6月定例県議会の概要について

八木総務課長が、平成27年6月18日から7月7日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

7 議題及び議事の概要

岩月委員長が各委員に諮り、第22号議案 平成27年度愛知県教育表彰被表彰者

について、協議題1 平成27年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題2 平成28年春の叙勲候補者選考については人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第22号議案 平成27年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題1 平成27年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 平成28年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第3号 通級指導教室の担任に関する請願

岩月委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（笠松委員）

支援が一時切れたということだが、教諭が休職などをした場合に、補充はされないのか。

（森財務施設課長）

県教育委員会では、児童生徒の授業時数を確保するという観点から、小中学校教諭が休職する場合は、療養休暇の段階で常勤又は非常勤講師の任用ができることとしている。実際の補充の任用は名古屋市教育委員会が行っており、教科や時期などによっては、補充確保が困難な場合もあるかと思う。

（佐藤委員）

通級指導の問題は課題として認識しており、事情は把握しているが、今回の事案のようなことが起きた場合、カバー体制をとることはできないのか。

（吉田特別支援教育課長）

通級による指導担当教員が指導している週あたりの時間数は、平均21単位時間である。付随する教材研究などの事務を勘案すると空き時間はない。また、90%の児童生徒が週1ないし2単位時間の通級による指導にとどまっている。

教員の持ち時間を増やすことや、児童生徒の指導時間を抑制することにつながる他校の教員によるカバーは困難であると考えます。

（佐藤委員）

細かい事務の引き継ぎ等物理的に難しい所以外で、できることはまだあると思う。できるところはカバーをしていただきたい。

（則竹委員）

平成27年度の通級指導教室の数はどれくらいあり、今後の需要はどれだけあるか。

(森財務施設課長)

県内の小中学校 1397校のうち通級指導教室が開設できているのが256教室で、1教室に1人の教員を配置している。通級による指導のニーズは高まっており、平成27年度の新設希望は103教室あった。しかし、国からの定数配当の問題もあり実際に開設できたのは12教室にとどまった。希望しても開設されない学校が数多くあるのが実態である。

なお、希望する全ての学校に通級指導教室が開設できないため、本来であれば、対象児童生徒が通う学校の教員が対応することが理想であると思うが、出来るだけ多くの児童生徒が通級指導を受けられるように市町村では他校通級や巡回指導を組み合わせている。

(松本委員)

通級指導教室の開設希望が充足できていない現状から、定数増を通級指導教室の複数担任制や地域グループ制に充てるのは難しいと思うが、現状の中で工夫出来る方法は、どのようなことが考えられるか。

(吉田特別支援教育課長)

現状で工夫をする場合、例えば複数担任制では、2人の指導担当教員が1人の児童生徒の指導時間を半分ずつ交代で指導に入る方法、また、地域グループ制では、1人が2校を受け持つ地域2つを1つのグループとし2人の教員が4校の児童生徒の指導に交代で当たるといった方法が考えられる。

この場合、一方の教員が休むなどの場合に、もう一方の教員が一時的に緊急対応することは可能である。

しかし、これ以上通級指導担当教員の授業時間数を増やすことはできないことから、グループ内の他の児童生徒への指導時間を減らすなどの調整が必要となってくる。

こうした配置や指導の工夫は、地域の実情や児童生徒個々の実態を把握している市町村に対応を依頼している。

なお、常時一人の児童生徒を複数の教員が交代で指導することは、発達障害等、障害のある児童生徒に対する指導の継続性という観点から、課題も多いことが考えられる。

(岩月委員長)

特別支援教育についてはたびたび話題に挙がっており、できるだけよい方向へと話を進めているところではある。通級指導担当教員は国の加配で措置されていることから、大幅な定数増は難しいが、今後も国への定数増の働きかけは引き続き継続するべきであると思う。一方で定数増による複数担任や地域グループ制での指導体制は、個々の児童生徒へ指導を継続的に手厚く行うという面で課題が残ることが理解できた。

現状の中で、複数担任制や地域グループ制の導入についても、他の児童生徒の指導時間を減らすことになるため、緊急的には必要かもしれないが通常の体制としては課題が残る。

県としては、国へ定数増を働きかけていくと同時に、問題が起きた場合に市町村が代替教員を確保するよう指導するなど、児童生徒への手厚い指導が

続くよう配慮を引き続きお願いしたい。

(野村教育長)

教育委員会事務局としても通級指導担当教員が圧倒的に不足している実情は認識しており、引き続き定数確保を行っていく。それ以外にも、通常学級の担当教員にも特別支援教育に対する理解やノウハウを身につけることも必要である。特別支援教育の体制の充実を引き続き行っていきたい。

複数担任制や地域グループ制はこれから目指していく方向の1つではあると思うが、教員が不足している現状では難しい。

9 自由討議

なし

10 その他

(1) 野村和香氏から「通級指導教室の担任に関する請願」について、口頭陳述したい旨の申し出があり、岩月委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。

(2) 傍聴人 2名